



# 三重県公報

令和7年12月24日 (水)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

### 人 事 委 規 則

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| 三重県人事委員会規則7-1 (三重県職員退職手当支給条例施行規則) の一部を改正する規則      | ( 人 事 委 員 会 ) | 2  |
| 三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則        | ( 同 )         | 14 |
| 三重県人事委員会規則7-6 (給料表の適用範囲に関する規則) の一部を改正する規則         | ( 同 )         | 14 |
| 三重県人事委員会規則7-7 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則) の一部を改正する規則 | ( 同 )         | 15 |
| 三重県人事委員会規則7-8 (職員の通勤手当に関する規則) の一部を改正する規則          | ( 同 )         | 16 |
| 三重県人事委員会規則7-9 (職員の宿日直手当に関する規則) の一部を改正する規則         | ( 同 )         | 17 |
| 三重県人事委員会規則7-16 (職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則) の一部を改正する規則   | ( 同 )         | 18 |
| 三重県人事委員会規則7-27 (初任給調整手当に関する規則) の一部を改正する規則         | ( 同 )         | 19 |
| 三重県人事委員会規則7-30 (職員の特地勤務手当等に関する規則) 等の一部を改正する規則     | ( 同 )         | 21 |
| 三重県人事委員会規則7-77 (会計年度任用職員の報酬等に関する規則) の一部を改正する規則    | ( 同 )         | 28 |

### 病院事業庁管理規程

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| 13 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一<br>部を改正する管理規程 | ( 病 院 事 業 庁 ) | 28 |
|---|---------------|----|

### 正 誤

令和7年3月25日付け三重県公報号外	( 人 事 委 員 会 )	31
--------------------	---------------	----

## 人 事 準 則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾光弘

三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。

様式第二及び様式第三の中「六月」を「六箇月」に改める。

様式第二の八の中「1月」を「1か月」に改める。

様式第一の八の中「6月」を「6か月」に、「2月」を「2か月」に改める。

様式第五から様式第十五までを次のように改める。

## 様式第五（第14条関係）

(表面)

## 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

## 第12条第1項

三重県職員退職手当支給条例第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、※となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月
(退職時の勤務公署)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	円 ( 職 級 号 級 )
(支給制限処分の理由)		
(三重県職員退職手当支給条例第12条第1項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明)		

- 備考 1 ※には、訴訟において三重県を代表する者を記載すること。  
 2 勤続期間とは、三重県職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。  
 3 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第六（第14条関係）

(表面)

## 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第14条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、※となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(退職時の勤務公署)			
(退職時の職名)		(退職時の給料月額)	円
		(職 級)	号給
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)			
(三重県職員退職手当支給条例第12条第1項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明)			

- 備考 1 ※には、訴訟において三重県を代表する者を記載すること。  
 2 勤続期間とは、三重県職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。  
 3 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第七（第15条関係）

(表面)

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は、(2)となります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(裏面)

(退職時の勤務公署)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	円 ( 職 級 号給)
(支払差止処分の理由)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には訴訟において三重県を代表する者を、それぞれ記載すること。  
2 勤続期間とは、三重県職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第八（第15条関係）

(表面)

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は、(2)となります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(裏面)

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
----------	--------------------------

(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)

(思料される犯罪に係る罰条：)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、三重県職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、三重県職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には訴訟において三重県を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、三重県職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第九（第15条関係）

(表面)

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（1）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、（2）となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

(裏面)

(退職時の勤務公署)

(退職時の職名)	(退職時の給料月額)	円
	(職 級 号給)	

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除きます。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、三重県職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、三重県職員退職手当支給条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には訴訟において三重県を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、三重県職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第十（第15条関係）

(表面)

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は、(2)となります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) ( 職 級 号給)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が三重県職員退職手当支給条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には訴訟において三重県を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、三重県職員退職手当支給条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 様式第十一（第16条関係）

(表面)

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、  
※ となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(三重県職員退職手当支給条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(三重県職員退職手当支給条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に關し勘案した内容についての説明)

備考 ※には、訴訟において三重県を代表する者を記載すること。

## 様式第十二（第16条関係）

(表面)

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例 第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、  
※ となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(三重県職員退職手当支給条例 第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(三重県職員退職手当支給条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に關し勘案した内容についての説明)

備考 1 ※には、訴訟において三重県を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第十三（第17条関係）

(表面)

三重県職員退職手当支給条例第17条第1項に規定する  
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、三重県職員退職手当支給条例第17条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除きます。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(三重県職員退職手当支給条例第17条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

## 様式第十四（第18条関係）

(表面)

## 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

## 第17条第1項

三重県職員退職手当支給条例第17条第2項の規定により、退職手当の受給者に対し既  
第17条第3項

に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、  
※ となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

## 第17条第1項

(三重県職員退職手当支給条例第17条第2項の規定により控除される失業者退職手当  
第17条第3項

額)

円

(裏面)

(退職した者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(三重県職員退職手当支給条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に關し  
勘案した内容についての説明)

備考 1 ※には、訴訟において三重県を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第十五（第18条関係）

(表面)

## 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

三重県職員退職手当支給条例第17条第4項の規定により、退職手当の受給者に対し  
既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じま  
す。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対してすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は、  
※ となります。）提起することができます（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができます（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

（三重県職員退職手当支給条例第17条第4項の規定により控除される失業者退職手当  
額）

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

（三重県職員退職手当支給条例第12条第1項及び第17条第6項に規定する事情に關  
し勘案した内容についての説明）

備考 1 ※には、訴訟において三重県を代表する者を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県職員退職手当支給条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に基づいて提出され、又は交付されている書類は、この規則による改正後の三重県職員退職手当支給条例施行規則の規定により提出等された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和四十一年三重県条例第二十九号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一四(職員の特殊勤務手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾光弘

三重県人事委員会規則七一四(職員の特殊勤務手当に関する規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一四(職員の特殊勤務手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第二(第五条関係)				別表第二(第五条関係)			
保健福祉業務手当				保健福祉業務手当			
適用範囲				適用範囲			
一	五	(略)	一	五	七	(略)	一
六 条例第五条第 一項第六号に規 定する業務に従 事する者	一 事する者	五 事する者	九 する者	一 事する者	五 事する者	九 する者	一 事する者
六 条例第五条第 一項第七号に規 定する業務に従 事する者(ここ ろの健康センタ ーに勤務する者 を除く。)	一 事する者(ここ ろの健康センタ ーに勤務する者 を除く。)	五 事する保健師 ・土 事する養士及び 管理栄養士	九 又は精神病患者 の巡回指導業務 に従事する者	一 事する者	五 事する保健師 ・土 事する養士及び 管理栄養士	九 又は精神病患者 の巡回指導業務 に従事する者	一 事する者
六 条例第五条第 一項第六号に規 定する業務に従 事する者	一 事する者	五 事する者	九 する者	一 事する者	五 事する者	九 する者	一 事する者
六 条例第五条第 一項第七号に規 定する業務に従 事する者(ここ ろの健康センタ ーに勤務する者 を除く。)	一 事する者(ここ ろの健康センタ ーに勤務する者 を除く。)	五 事する保健師 ・土 事する養士及び 管理栄養士	九 又は精神病患者 の巡回指導業務 に従事する者	一 事する者	五 事する保健師 ・土 事する養士及び 管理栄養士	九 又は精神病患者 の巡回指導業務 に従事する者	一 事する者
八 (略)	八 (略)	八 (略)	八 (略)	八 (略)	八 (略)	八 (略)	八 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光弘

三重県人事委員会規則七一六（給料表の適用範囲に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一六（給料表の適用範団に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（医療職給料表（二）の適用範囲）	（医療職給料表（二）の適用範囲）
第四条 医療職給料表（二）は、保健所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所、子ども心身発達医療センター、公衆衛生学院、こころの健康センター、動物愛護推進センター、診療所等に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。	第四条 医療職給料表（二）は、保健所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所、子ども心身発達医療センター、公衆衛生学院、こころの健康センター、動物愛護推進センター、診療所等に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。
一・二（略）	一・二（略）
二 索養管理業務に従事する栄養士及び管理栄養士	二 索養管理業務に従事する栄養士
四・十（略）	四・十（略）

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾 光弘

三重県人事委員会規則七一七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一一木の表職種の欄中 栄養士 を 栄養士  
管理栄養士 に改める。

別表第六八の表中

採用試験	A	試験	2 級 5 号給
	B	試験	1 級 19 号給
	C	試験	1 級 9 号給

を 「に改める。

採用試験	民間企業等職務経験者試験	2 級（号給は別に定める。）
	A 試験	2 級 5 号給
	B 試験	1 級 19 号給
	C 試験	1 級 9 号給

に改める。

別表第六木の表職種の欄中 栄養士 を 栄養士  
管理栄養士 に、同表中

歯科衛生士	短大 3 卒	1 級 21 号給
-------	--------	-----------

歯科技工士		短大2卒	1級 15号給
		高校専攻科卒	1級 11号給
		短大3卒	1級 21号給
		短大2卒	1級 15号給

」

を

歯科衛生士		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級 21号給
		短大2卒	1級 15号給
		高校専攻科卒	1級 11号給

  

歯科技工士		大学卒	2級 5号給
		短大3卒	1級 21号給
		短大2卒	1級 15号給

」

に改める。

別表第六への表中

採用試験	A 試験		2級 13号給
------	------	--	---------

」

を

採用試験	民間企業等職務経験者試験		別に定める。
採用試験	A 試験		2級 13号給

」

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾光弘

三重県人事委員会規則七一八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（併用者の区分及び支給額）	（併用者の区分及び支給額）
第七条の二 条例第十三条第一項第二号に規定する同条第一項第二号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第一項第二号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。	第七条の二 条例第十三条第一項第二号に規定する同条第一項第二号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第一項第二号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。
一 条例第十三条第一項第二号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒步によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）	一 条例第十三条第一項第二号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒步によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）

のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第一項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額を加算した額）	のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の一分の一の額を加算した額）
一一・二二（略） (支給日等)	一一・二二（略） (支給日等)
第十五条の二（略）	第十五条の二（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第七条の三第二号に掲げる職員に係るものと除く。）、条例第十三条第二項第一項第一号に定める額（第七条の三第二号に掲げる職員に係るものと除く。）、条例第十二项第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十六条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。	4 条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第七条の三第二号に掲げる職員に係るものと除く。）、条例第十三条第二項第一項第一号に定める額（第七条の三第二号に掲げる職員に係るものと除く。）、条例第十二项第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十六条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十二条第四項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一九（職員の宿日直手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 淩 尾 光 弘

三重県人事委員会規則七一九（職員の宿日直手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一九（職員の宿日直手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（宿日直手当の額）	（宿日直手当の額）
第三条 宿日直手当の額は、次の各号に定める額とする。	第三条 宿日直手当の額は、次の各号に定める額とする。
一 前条第一号の勤務については、その勤務一回につき四千七百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合には、その勤務一回につき一千二百五十円	一 前条第一号の勤務については、その勤務一回につき四千四百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合には、その勤務一回につき一千一百円
二 前条第二号の勤務については、その勤務一回につき一万一千五百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき一万一千五百円	二 前条第二号の勤務については、その勤務一回につき一万千円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合には、その勤務一回につき一万五百円
三 前条第三号の勤務については、その勤務一回につき四千九百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合には、その勤務一回につき一千四百五十円	三 前条第三号の勤務については、その勤務一回につき四千六百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合には、その勤務一回につき一千三百円
四 前条第四号及び第五号の勤務については、その勤務一回につき七千七百円。ただし、勤務時間が五時	四 前条第四号及び第五号の勤務については、その勤務一回につき七千四百円。ただし、勤務時間が五時

間未満の場合は、その勤務一回につき三千八百五十円	間未満の場合は、その勤務一回につき三千七百円
五 前条第六号の勤務については、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額一萬三千五百円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一萬千七百五十円	五 前条第六号の勤務については、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額一萬一千円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一萬千円
2 (略)	2 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三重県人事委員会規則七一九（職員の宿日直手当に関する規則）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 淩 尾 光 弘

三重県人事委員会規則七一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則

第一条 三重県人事委員会規則七一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百分の三百一十一・五	一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百分の三百十五
二 特定期付職員 百分の一百七十	二 特定期付職員 百分の一百六十一・五
三 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五	三 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十

第二条 三重県人事委員会規則七一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百分の三百十八・七五	一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百分の三百一十一・五
二 特定期付職員 百分の一百六十六・一五	二 特定期付職員 百分の一百七十
三 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十三・七五	三 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県人事委員会規則七一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、令和七年十一月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和11十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一-一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾光弘

三重県人事委員会規則七一-一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一-一七（初任給調整手当に関する規則）の一部を次のとおりに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に替えて示すとおりに改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第六条関係）			別表第一（第六条関係）		
期間の区分	職員の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員	期間の区分	職員の区分	第2条第1項に掲げる職を占める職員
1年未満	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職員	371,300円	1年未満	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職員	370,400円
1年以上2年未満	(ロ) (イ)の職員以外の職員	310,800	1年以上2年未満	(ロ) (イ)の職員以外の職員	310,000
2年以上3年未満		371,300	2年以上3年未満		370,400
3年以上4年未満		310,800	3年以上4年未満		310,000
4年以上5年未満		371,300	4年以上5年未満		370,400
5年以上6年未満		310,800	5年以上6年未満		310,000
6年以上7年未満		371,300	6年以上7年未満		370,400
7年以上8年未満		310,800	7年以上8年未満		310,000
8年以上9年未満		371,300	8年以上9年未満		370,400
9年以上10年未満		310,800	9年以上10年未満		310,000
10年以上11年未満		371,300	10年以上11年未満		370,400
11年以上12年未満		310,800	11年以上12年未満		310,000
12年以上13年未満		371,300	12年以上13年未満		370,400
13年以上14年未満		310,800	13年以上14年未満		310,000
14年以上15年未満		371,300	14年以上15年未満		370,400
15年以上16年未満		310,800	15年以上16年未満		310,000
16年以上17年未満		367,300	16年以上17年未満		366,400
17年以上18年未満		363,300	17年以上18年未満		362,400
18年以上19年未満		359,300	18年以上19年未満		358,400
19年以上20年未満		355,300	19年以上20年未満		354,400
20年以上21年未満		351,300	20年以上21年未満		350,400
21年以上22年未満		339,000	21年以上22年未満		336,400
22年以上23年未満		324,300	22年以上23年未満		320,400
23年以上24年未満		308,800	23年以上24年未満		303,900
24年以上25年未満		293,300	24年以上25年未満		287,400
25年以上26年未満		277,300	25年以上26年未満		270,900
		233,800			227,500

26年以上 27年未満	260,300	218,300
27年以上 28年未満	243,300	202,800
28年以上 29年未満	226,300	187,300
29年以上 30年未満	208,800	171,800
30年以上 31年未満	191,300	155,300
31年以上 32年未満	173,800	138,800
32年以上 33年未満	155,800	122,300
33年以上 34年未満	137,300	104,300
34年以上 35年未満	118,800	86,300

26年以上 27年未満	251,400	210,500
27年以上 28年未満	231,900	193,500
28年以上 29年未満	212,400	176,500
29年以上 30年未満	192,900	159,500
30年以上 31年未満	172,400	142,000
31年以上 32年未満	151,900	124,500
32年以上 33年未満	131,400	107,000
33年以上 34年未満	109,900	87,000
34年以上 35年未満	88,400	67,000

備考 (略)

別表第二 (附則第六項関係)

期間の区分	職員の区分		(略)
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員	
1年未満	259,900 円	217,600 円	
1年以上 2年未満	259,900	217,600	
2年以上 3年未満	259,900	217,600	
3年以上 4年未満	259,900	217,600	
4年以上 5年未満	259,900	217,600	
5年以上 6年未満	259,900	217,600	
6年以上 7年未満	259,900	217,600	
7年以上 8年未満	259,900	217,600	
8年以上 9年未満	259,900	217,600	
9年以上 10年未満	259,900	217,600	
10年以上 11年未満	259,900	217,600	
11年以上 12年未満	259,900	217,600	
12年以上 13年未満	259,900	217,600	
13年以上 14年未満	259,900	217,600	
14年以上 15年未満	259,900	217,600	
15年以上 16年未満	259,900	217,600	
16年以上 17年未満	257,100	215,300	
17年以上 18年未満	254,300	212,900	
18年以上 19年未満	251,500	210,600	
19年以上 20年未満	248,700	208,300	
20年以上 21年未満	245,900	206,000	
21年以上 22年未満	237,300	198,300	
22年以上 23年未満	227,000	189,900	
23年以上 24年未満	216,200	181,200	
24年以上 25年未満	205,300	172,400	

備考 (略)

別表第二 (附則第六項関係)

期間の区分	職員の区分		(略)
	(イ) 採用による欠員の補充が特に困難であると人事委員会が認める職員	(ロ) (イ)の職員以外の職員	
1年未満	259,300 円	217,000 円	
1年以上 2年未満	259,300	217,000	
2年以上 3年未満	259,300	217,000	
3年以上 4年未満	259,300	217,000	
4年以上 5年未満	259,300	217,000	
5年以上 6年未満	259,300	217,000	
6年以上 7年未満	259,300	217,000	
7年以上 8年未満	259,300	217,000	
8年以上 9年未満	259,300	217,000	
9年以上 10年未満	259,300	217,000	
10年以上 11年未満	259,300	217,000	
11年以上 12年未満	259,300	217,000	
12年以上 13年未満	259,300	217,000	
13年以上 14年未満	259,300	217,000	
14年以上 15年未満	259,300	217,000	
15年以上 16年未満	259,300	217,000	
16年以上 17年未満	256,500	214,700	
17年以上 18年未満	253,700	212,400	
18年以上 19年未満	250,900	210,100	
19年以上 20年未満	248,100	207,800	
20年以上 21年未満	245,300	205,500	
21年以上 22年未満	235,500	197,100	
22年以上 23年未満	224,300	187,600	
23年以上 24年未満	212,700	178,200	
24年以上 25年未満	201,200	168,700	

25年以上 26年未満	194,100	163,700	25年以上 26年未満	189,600	159,300
26年以上 27年未満	182,200	152,800	26年以上 27年未満	176,000	147,400
27年以上 28年未満	170,300	142,000	27年以上 28年未満	162,300	135,500
28年以上 29年未満	158,400	131,100	28年以上 29年未満	148,700	123,600
29年以上 30年未満	146,200	120,300	29年以上 30年未満	135,000	111,700
30年以上 31年未満	133,900	108,700	30年以上 31年未満	120,700	99,400
31年以上 32年未満	121,700	97,200	31年以上 32年未満	106,300	87,200
32年以上 33年未満	109,100	85,600	32年以上 33年未満	92,000	74,900
33年以上 34年未満	96,100	73,000	33年以上 34年未満	76,900	60,900
34年以上 35年未満	83,200	60,400	34年以上 35年未満	61,900	46,900

備考 (略)

備考 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 淩 尾 光 弘

三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）等の一部を改正する規則

（三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部改正）

第一条 三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特地勤務手当の月額）	（特地勤務手当の月額）
第三条 （略）	第三条 （略）
2 前項の特地勤務手当基礎額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）とする。	2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）とする。
	一 職員が特地公署に勤務することとなつた場合その勤務することとなつた日（職員がその日前一年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）
	二 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当する（こととなつたとき）その該当する（こととなつた日）
	三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

- 3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
- 一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十一月三十日までの間における職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十四年三重県条例第七十五号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
- 二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間における職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第五十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
- 三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間における職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年三重県条例第八十八号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
- 四 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年度調整対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十二号）附則第二項第一号に規定する調整対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けいた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十二号。以下この項において「平成二十二年改正給与条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正給与条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十二年改正給与条例第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号）附則第八項から第十項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けいた」とする。
- 五 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十三年度調整対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十一号）附則第二項第一号に規定する調整対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受

けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年三重県条例第四十二号。以下この項において「平成二十三年改正給与条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正給与条例第一條の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正給与条例第五条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十号）附則第八項から第十項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けっていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの同項中「受けいた給料及び」とあるのは「受けいた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第三条第一項の規定により定められたその者の勤務

時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたものの同項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第一項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

四 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員第一項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第一項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特地勤務手当と地域手当との調整）

第二条の二 三重県人事委員会規則七一一一一（地域手当に関する規則）別表に掲げる地域に所在する特地公署に勤務する職員には、条例第十二条の二の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給し

		（特地勤務手当に準ずる手当）	（特地勤務手当に準ずる手当）
第四条	（略）	第四条	（略）
2	条例第十九条の一第一項の規定による特地勤務手当に準する手当の月額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。	2	条例第十九条の一第一項の規定による特地勤務手当に準する手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第五項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。
	（略）		（略）
3	次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	3	一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十九条の一第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの「前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。 二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十九条の一第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものの「前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に」とあるのは「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に」とする。 三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十九条の一第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたものの「前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第一項の規定により定められたその者の勤務

## 第五条 (略)

## 3 2 (略)

条例第十九条の一第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 公立学校職員給与条例等適用職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等又は一般地方独立行政法人等職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第一号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第一

時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」とする。

四 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 前項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けた」とする。

## 第五条 (略)

## 3 2 (略)

条例第十九条の一第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 公立学校職員給与条例等適用職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等又は一般地方独立行政法人等職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第一号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項(同条第三項及び附則第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。)並びに附則第六項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項及び第二項並びに附則第六項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第一号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第一

1	四〇六 附則 1・2 (略)	項及び第一項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額	項及び第一項並びに附則第六項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
3		(条例附則第一一十四項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)	
4		条例附則第一一十四項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第一項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けっていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）及び同日に受けていた」とする。	
5		条例附則第一一十四項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額	
6		条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十九条の二第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けいた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）及び同日に受けいた」とする。	
7		条例附則第二十四項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。	

(三)重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則（一部改正）  
第二条 三重県人事委員会規則七一二〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則（令和七年三月二十五日）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1・6 附則 (略)	1・6 附則 (令和十年三月二十一日までの間ににおける特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置)
7	令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの

間における三重県人事委員会規則七一三〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）第三条の一の規定の適用については、同条中「三重県人事委員会規則七一三三（地域手当に関する規則）別表」とあるのは「三重県人事委員会規則七一三三（地域手当に関する規則）の一部を改正する規則（令和七年三月二十五日）附則別表」と、「条例第十二条の一」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）附則第九項」とする。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正後の三重県人事委員会規則七一三〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の規定（以下この項において「新規則の規定」という。）を適用する場合においては、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）及びこの規則による改正前の三重県人事委員会規則七一三〇（職員の特地勤務手当等に関する規則）の規定に基づいて支給された手当は、新規則の規定による手当の内扱とみなす。

三重県人事委員会は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県人事委員会委員長 浅尾光弘

三重県人事委員会規則七一七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を改正する規則

第一条 三重県人事委員会規則七一七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、百分の三百一十一・五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	（勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、百分の三百十五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

第二条 三重県人事委員会規則七一七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、百分の三百十八・七五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。	（勤勉手当の成績率） 第二十条の八 成績率は、百分の三百一十一・五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県人事委員会規則七一七七（会計年度任用職員の報酬等に関する規則）第二十条の八の規定は、令和七年十一月一日から適用する。

## 病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年十一月二十四日

三重県病院事業庁長 河合良之

## 三重県病院事業庁管理規程第十三号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

第一条 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
2 前項に規定する勤務を命じられた病院事業職員に支給する宿日直手当の額は、当該勤務一回につき、第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける者については一万一千五百円、それ以外の者については七千円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、本文に規定する額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額とする。	2 前項に規定する勤務を命じられた病院事業職員に支給する宿日直手当の額は、当該勤務一回につき、第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける者については一万円、それ以外の者については七千円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、本文に規定する額にそれぞれ百分の五十を乗じて得た額とする。
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。	2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。
一 院長 百分の九百五十六・一五	一 院長 百分の九百三十七・五
二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の六百四十五	二 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の六百三十
三 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受けれる病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 百分の四百八十三・七五	三 第三条に規定する医療職給料表(一)の適用を受けれる病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 百分の四百七十一・五
四 特定任期付職員 百分の一百七十	四 特定任期付職員 百分の一百六十一・五
五 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五	五 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十
六 前各号に該当しない病院事業職員 百分の三百一十一・五	六 前各号に該当しない病院事業職員 百分の三百十五

別表第8（第14条の2関係）

職員の区分	(イ) 採用による 欠員の補充が特 に困難であると 管理者が認める ものを占めるこ ととなる職員	(ロ) (イ)の職員 以外の職員
期間の区分		
16年未満	417,600	371,300
16年以上 17年未満	413,200	367,300
17年以上 18年未満	408,800	363,300
18年以上 19年未満	404,400	359,300
19年以上 20年未満	400,000	355,300
20年以上 21年未満	395,600	351,300
21年以上 22年未満	381,600	339,000
22年以上 23年未満	381,600	339,000

職員の区分	(イ) 採用による 欠員の補充が特 に困難であると 管理者が認める ものを占めるこ ととなる職員	(ロ) (イ)の職員 以外の職員
期間の区分		
16年未満	416,600	370,400
16年以上 17年未満	412,200	366,400
17年以上 18年未満	407,800	362,400
18年以上 19年未満	403,400	358,400
19年以上 20年未満	399,000	354,400
20年以上 21年未満	394,600	350,400
21年以上 22年未満	378,600	336,400
22年以上 23年未満	378,600	336,400

23年以上 24年未満	365,100	324,300	23年以上 24年未満	360,100	320,400
24年以上 25年未満	365,100	324,300	24年以上 25年未満	360,100	320,400
25年以上 26年未満	348,600	308,800	25年以上 26年未満	341,100	303,900
26年以上 27年未満	348,600	308,800	26年以上 27年未満	341,100	303,900
27年以上 28年未満	332,100	293,300	27年以上 28年未満	322,100	287,400
28年以上 29年未満	332,100	293,300	28年以上 29年未満	322,100	287,400
29年以上 30年未満	315,600	277,300	29年以上 30年未満	302,600	270,900
30年以上 31年未満	315,600	277,300	30年以上 31年未満	302,600	270,900
31年以上 32年未満	298,100	260,300	31年以上 32年未満	281,600	251,400
32年以上 33年未満	298,100	260,300	32年以上 33年未満	281,600	251,400
33年以上 34年未満	280,600	243,300	33年以上 34年未満	260,600	231,900
34年以上 35年未満	263,100	226,300	34年以上 35年未満	239,600	212,400
35年以上 36年未満	245,100	208,800	35年以上 36年未満	217,600	192,900
36年以上 37年未満	227,100	191,300	36年以上 37年未満	195,600	172,400
37年以上 38年未満	209,100	173,800	37年以上 38年未満	173,600	151,900
38年以上 39年未満	190,100	155,800	38年以上 39年未満	150,600	131,400
39年以上 40年未満	171,100	137,300	39年以上 40年未満	127,600	109,900
40年以上	152,100	118,800	40年以上	104,600	88,400

第二条 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(管理職員特別勤務手当)		(管理職員特別勤務手当)	
1	一定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の病院事業職員 別表第四の下欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額	一定年前再任用短時間勤務職員以外の病院事業職員 別表第四の下欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額	一定年前再任用短時間勤務職員の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。
2	イイイニ (略)	イイイニ (略)	イイイニ (略)
2	病院事業給与条例第十五条第一項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	病院事業給与条例第十五条第一項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、特定任期付職員には、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。	病院事業給与条例第十五条第一項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、当該勤務一回につき、次の各号に掲げる病院事業職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、特定任期付職員には、同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
2	イイイニ (略)	イイイニ (略)	イイイニ (略)
3	病院事業給与条例第十五条第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした前条第一項に掲げる職員には、その引き続ぐ勤務に係る同条例第十五条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給	病院事業給与条例第十五条第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした前条第一項に掲げる職員(特定任期付職員を除く。)には、その引き続ぐ勤務に係る同条例第十五条第一項の規定による	病院事業給与条例第十五条第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした前条第一項に掲げる職員には、その引き続ぐ勤務に係る同条例第十五条第一項の規定による

4	しない。	管理職員特別勤務手当を支給しない。
	特定任期付職員に対する管理職員特別勤務手当の支給については、三重県人事委員会規則7-50（管理職員特別勤務手当に関する規則）第三条第一項第四号及び同条第一項第四号の適用を受ける職員の例による。	
	（勤勉手当）	（勤勉手当）
2	第二十四条（略）	第二十四条（略）
2	勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。	勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。
一	院長 百分の九百四十六・八七五	院長 百分の九百五十六・一五
二	第三条に規定する医療職給料表（-）の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の六百三十七・五	第三条に規定する医療職給料表（-）の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 百分の六百四十五
三	第三条に規定する医療職給料表（-）の適用を受けた病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 百分の四百七十八・一一五	第三条に規定する医療職給料表（-）の適用を受けた病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 百分の四百八十三・七五
四	特定任期付職員 百分の二百六十六・一五	特定任期付職員 百分の二百七十
五	定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十三・七五	定年前再任用短時間勤務職員 百分の百五十七・五
六	前各号に該当しない病院事業職員 百分の三百一十八・七五	前各号に該当しない病院事業職員 百分の三百一十二・五
第二十八条（略）	（特定任期付職員の給料月額の特例）	（特定任期付職員の給料月額の特例）
第二十八条の二	特定任期付職員について、特別の事情により第三条第一項の規定により適用する給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前条の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額又は当該差額の一倍に相当する額を加えた額とすることがができる。	特定任期付職員について、特別の事情により第三条第一項の規定により適用する給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前条の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額又は当該差額の一倍に相当する額を加えた額とすることがができる。

## 附 則

- この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第十二条第二項及び別表第八の規定は令和七年四月一日から、第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

## 附 錄

令和7年3月25日付け三重県公報号外に登載しました、三重県人事委員会規則7-50（管理職員特別勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則中

ページ 行

66 10から19まで

譲

第三条（略）	2	（略）
一 二（略）		一 二（略）
四 前条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受けた任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給		四 前条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受けた任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給

又は同条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

第三条	条例第十七条の一第一項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。	2	条例第十七条の一第一項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
一	第一条第一号に掲げる職員 一万二千円	一	前条第一項第一号に掲げる職員 一万二千円
二	第一条第二号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	二	前条第一項第二号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
	イイホ (略)		イイホ (略)
三	第一条第三号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	三	前条第一項第三号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
	イイホ (略)		イイホ (略)
四	第一条第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	四	前条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ノイジ 守

66 27から32号

五	前条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項（育児休業条例第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第五号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	五	前条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
五	第一条第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項（育児休業条例第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第五号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	五	前条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ノイジ 守

66 下から4から9号

一	第一条第一項第一号に掲げる職員 六千円	一	（略）
二・三	（略）		
四	第一条第一項第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号		

給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

一	第一条第一号に掲げる職員	六千円
二	第一条第一号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ 木 (略)
三	第一条第三号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ 木 (略)
四	第一条第四号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	

ノンジ 行

67 3から6まで

出

一	第一条第一項第一号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
二	第一条第一項第三号に掲げる職員 管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 木 (略)

五	第一条第一項第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
五	第一条第五号に掲げる職員 当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

出

出

## 発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>